

株式会社 文化タクシー

介護職員等ベースアップ等支援加算の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社文化タクシー（以下、「法人」という。）就業規則に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等支援加算」という。）に基づき、法人の職員等に対しベースアップ等支援加算手当（以下、「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、ベースアップ等支援加算の支給対象の介護職員を対象とする。

(支給額)

第3条 ベースアップ等支援加算の支給は、ベースアップ等支援加算の交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を支給する。

2 支給額については、ベースアップ等支援加算の交付見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。

(月次の支給)

第4条 ベースアップ等支援加算の支給は、毎月の給与支給日に手当として給与に上乗せして支給する。

(一時金の支給)

第5条 ベースアップ等支援加算の一部を、一時金として手当を支給する場合がある。

(在籍の限定)

第6条 ベースアップ等支援加算の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

附則

1. この規程は、令和4年10月1日から施行する。